**２０１９年度安全共済会事故報告に必要な提出書類について**

安全共済会における共済金を請求するための必要な書類は下記のとおりです。

安全共済会用ＵＳＢフラッシュメモリー（黒色のTranscend のもの）収録の「【改訂版】安全共済会様式（２０１９～）」フォルダ内、「安全共済会事故報告様式（原本・説明・記入例）」フォルダ内の書式を用いて書類作成をしてください。

なお、一部の書式には記入例も用意されていますので、書類作成時の参考にしてください。

◎ **医療費等の請求時**

① 共済様式 請求-01 事故第一報

② 共済様式 加入-11 加入申込書・加入者名簿１

（加入申し込み人数が３０名以上の場合は共済様式 加入-12 加入者名簿２の写しも必要）

③ 共済様式 加入-13 年間行事計画書

申請対象となる行事が、ソフトボール練習等に代表される日常定例活動である場合には、事故の起こった練習日等が記載された書類（練習計画表等）も必要となります。

年間計画の写しに加えて、練習日程表などの活動内容や日時の分かる書類**（回覧やチラシ、月間の練習日の記載されたもの）**をご用意ください。

④ 領収書（保険医療点数及び診療明細が確認できるもの。）の写し

⑤ 共済様式 請求-11 医療共済金請求書

⑥ 共済様式 請求-12 個人情報の取扱いについての同意書

⑦ 共済様式 請求-21 医療報告書

上記の④領収書の写しにおいて、保険医療点数及び診療明細が確認できない場合にのみ必要となります。受診医療機関で作成してもらってください。

⑧ 共済様式 請求-22 柔道整復施術報告書

接骨院などで治療を行った際に発行される領収書において、保険医療点数及び診療明細が確認できない場合に必要となります。受診を行った接骨院などで作成してもらってください。

◇ 医療費の請求書類の提出時期

事故後すぐ

① 共済様式 請求-01事故第一報

② 共済様式 加入-11 加入申込書・加入者名簿１（加入-12 加入者名簿２）

③ 共済様式 加入-13 年間行事計画書と練習日程表などの活動内容や日時　の分かる書類

　※②、③については、事故直後の報告が難しい場合は、準備が整い次第提出

治療終了後

④ 領収書（保険医療点数及び診療明細が確認できるもの。）の写し

⑤ 共済様式 請求-11 医療共済金請求書

⑥ 共済様式 請求-12 個人情報の取扱いについての同意書

**◎ 物損請求時**

① 共済様式 子ども会賠償責任保険事故報告第一報

※ 別紙添付書類として、事故の状況図・見取り図も必須。

② 共済様式 加入-11 加入申込書・加入者名簿１

（申込状況により共済様式 加入-12 加入者名簿２の写し）

③ 共済様式 加入-13 年間行事計画書の写し

申請対象となる行事が、ソフトボール練習等に代表される日常定例活動である場合には、事故の起こった練習日等が記載された書類も必要となります。

年間計画の写しに加えて、練習日程表などの活動内容や日時の分かる書類（回覧やチラシ、月間の練習日の記載されたもの）をご用意ください。

④ **領収書の原本**

⑤ 状況写真（**修繕前・修繕後**の状況がわかるもの。）

◇ 物損請求の場合においては、初回の申請後、より詳細な申請書類が全国子ども会から送られてきますので、後日そちらも作成していただくことになります。

○ その他

① 共済様式 請求-31 死亡・後遺障害共済金請求書

② 共済様式 請求-32 診断書

◇ 上記２種類の書式については、後遺障害認定の請求時に用いるもので、使用頻度も少ないと考えられますが、念のためデータを収録しています。これらを用いて共済金請求を行う際には、下記子連事務局までお問い合わせいただきますようお願いします。

最後に・・・

万が一、子ども会行事内で事故が発生し怪我などされた場合、状況を把握していただき**それぞれの様式（医療費等の請求と物損請求では、第一報の様式が異なる）にて第一報をＦＡＸ等でご提出**ください。ＦＡＸ送信後は送信確認のため子連事務局までお電話にてご連絡ください。（書類について記入方法が不明の場合は、お電話いただければご説明させていただきます。）

原則として事故の発生日からその日を含めて180日以内の請求が対象です。１８０日を超えて怪我等が確認された場合でも、状況により共済金を受け取ることができる場合もあります。その場合でも、すみやかに事故当時の状況を把握していただき、お電話でご連絡・ご相談いただきますようお願いします。なお、請求されたもの全てが共済金対象になるとは限りません。ご承知おきください。

請求時における主だった提出書類の説明となりますが、場合によっては上記請求方法に当てはまらない場合や追加資料の提出をお願いする場合もありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は下記子連事務局までお問い合わせください。

津子連事務局（津市青少年センター内）

平日：８時３０分から１７時１５分

〒５１４－００２７

津市大門７番１５号

津センターパレス２階

電　話　０５９－２２５－７１７２

ＦＡＸ　０５９－２２８－４７５６